4　大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。以下この項において同じ。）へ入学する児童等に係る母子就学支度資金、父子就学支度資金及び寡婦就学支度資金の貸付金額の限度を四二万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童等にあっては、五九万円）に引き上げることとした。ただし、当該児童等が大学等修学支援法第八条第一項の規定による入学金の減免を受けることができるときは、その額から当該減免の額に相当する額を控除した額とすることとした。（第七条第一一号、第三一条の五第一一号及び第三六条第一一号関係）

5　母子修学資金、父子修学資金若しくは寡婦修学資金（以下「母子修学資金等」という。）又は母子就学支度資金、父子就学支度資金若しくは寡婦就学支度資金（以下「母子就学支度資金等」という。）の貸付けを受けた者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが大学等修学支援を受けることとなったときは、既に交付を受けた貸付金（母子修学資金等にあっては当該大学等修学支援の対象となる月分のもの、母子就学支度資金等にあっては当該大学等修学支援の対象となる入学に係るものに限る。以下この項において同じ。）のうち、その者が受けた大学等修学支援の額に相当する額（当該額が既に交付を受けた貸付金の額を上回る場合には、当該貸付金の額）について、当該大学等修学支援を受けた日から六月以内に償還しなければならないこととすることとした。（第八条第四項、第三一条の六第四項及び第三七条第四項関係）

6　母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金等を支払わなかったときに都道府県が徴収すべき違約金の率について、延滞元利金額につき年三パーセントの割合に引き下げることとすることとした。（第一七条関係）

7　この政令による改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三九年政令第二二四号）第八条第四項、第三一条の六第四項及び第三七条第四項の規定の適用について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

8　違約金等の額の計算について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第三項関係）

9　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第九八号）（厚生労働省）

一　介護保険法施行令の一部改正関係

1　所得の低い第一号被保険者の保険料について、減額賦課する場合に減じる割合を拡充することとした。（第三八条第一〇項～第一二項及び第三九条第五項～第七項関係）

2　改元に伴う必要な改正を行うこととした。（附則第二一条及び第二二条関係）

二　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

1　介護保険法第一二二条の三第一項に規定する交付金を、市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金とするとともに、それぞれの算定方法に係る規定を設けることとした。（第一条の四第一項～第三項関係）

2　介護保険法第一二二条の三第二項に規定する交付金を、都道府県保険者機能強化推進交付金及び都道府県介護保険保険者努力支援交付金とするとともに、それぞれの算定方法に係る規定を設けることとした。（第一条の四第四項～第六項関係）

三　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九九号）（厚生労働省）

1　令和二年四月以降の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額を改定することとした。（本則関係）

2　令和二年三月以前の月分の特別障害給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一〇〇号）（厚生労働省）

1　一般納付金基礎額及び市町村別納付金減算額の算定基礎となる国民健康保険法第七二条第三項の交付金の額から被保険者の健康の保持増進に係る事業に要する費用に応じて交付される部分に係る額を除くこととした。（第九条第二項及び第一三条第一項第三号関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇一号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

令和二年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率を改定することとした。（第一〇条関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

令和二年度における国民年金法による特別一時金等の額を改定することとした。（第五二条、第九四条、第一一七条及び第一三六条関係）

三　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係

令和二年度における国民年金法に規定する改定率及び保険料改定率、厚生年金保険法に規定する再評価率並びに国民年金法等の一部を改正する法律に規定する従前額改定率の改定等をすることとした。（第一条～第六条関係）

四　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正関係

令和二年度に支払われる時効特例給付に係る保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の額の計算に用いる加算率を改定することとした。（第二条、第四条及び附則第二条第二項関係）

五　関係政令の一部改正関係

関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

六　所要の経過措置を規定することとした。（附則第二条～第六条関係）

七　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一〇二号）（総務省）

1　令和二年度における恩給改定率を〇・九八六とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇平成三十一年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一〇三号）（財務省）

1　平成三十一年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三〇号）について、令和二年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一〇四号）（総務省）

1　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二三年政令第一五一号）について、令和二年度における厚生年金の再評価率の改定に併せて地方議会議員の年金の額を改定することとした。（第一条関係）

2　平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三二号）について、令和二年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。